

令和7年度ケアプラン点検の実施実績について

ケアプラン点検の目的は、利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントとなっているかを保険者・点検員・介護支援専門員がともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援することです。ケアプラン点検は必要なサービスの給付を抑制するものではありません。また、採点したり批評するものではありません。

実施内容

- ・保険者、点検員、介護支援専門員の3者が対面方式で点検
- ・12事業所実施（各回45分程度）
- ・令和7年度の点検ケースは①「支給限度基準額上限のサービスを利用しているケース」または②「訪問診療を利用しているケース」
- ・事前に点検ケースのケアプラン1～5表、基本情報及び課題検討表、自己点検票（市様式）を収受

点検結果

- ・第2表の長期・短期目標に「安心」「安全」「安楽」などが記載されているケースがありました。目標を達成するために位置づけたサービスの提供期間が終了した際には、その評価・検討を行う必要があります。抽象的な言葉ではなく、だれにでも分かり易い具体的な内容で記載してください。
- ・被保険者が健康で本人らしい生活を送るうえで、医療面のリスクマネジメントは必要不可欠です。専門職（医師・看護師・薬剤師・リハ専門職・栄養士等）の意見を仰ぎ、疾病の管理支援や日常生活の注意等の療養上の留意点を押さえたうえで、支援の方針を決める事も大切です。
- ・近年、高齢の介護者が老親を支えるケースなどの家族の介護力に不安のあるケースや家族の意向を強く踏まえたサービスの提供が増えてきています。適切なアセスメントのうえ、必要な量とサービス内容を説明し、インフォーマルサービスや各支援事業等のご提案をお願いします。
- ・夫でアセスメントした結果、必要と判断したサービスをサービス単位数の上限を超えてしまうという理由で、妻が利用するサービスとして計画及び介護報酬の請求をしたケースがありました。ケアプランは一人ひとりに必要な量とサービス内容を決めるものです。たとえ夫婦などの同居者であってもサービスの付け替えはしないでください。